

議第54号

草津市老人福祉医療費特別助成条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成26年6月6日

草津市長 橋 川 渉

草津市老人福祉医療費特別助成条例の一部を改正する条例

草津市老人福祉医療費特別助成条例（昭和57年草津市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、満65歳の誕生日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から満70歳の誕生日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の末日を経過していないもの」を「あつて、次のいずれかに該当するもの（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者を除く。）」に改め、同号に次のように加える。

ア 65歳に達する日の翌日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から70歳に達する日の翌日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）までの間にある者

イ 平成26年4月1日以後に70歳に達した者

第2条第2号ウ中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。

第3条第1項中「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額および健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者による指定訪問看護を受けた場合にあつては、高齢者の医療の確保に関する法律第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 前条第1号アに規定する者 健康保険法第74条第1項第2号の規定の例により算定した一部負担金に相当する額および同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者による指定訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受けた場合にあつては、同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額

(2) 前条第1号イに規定する者 高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額および指定訪問看護を受けた場合にあつては、同法第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。ただし、第2条第2号ウの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に行われた医療に係る老人福祉医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 平成26年7月31日までに65歳に達する者であつて、70歳に達する日の翌日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）までの間にあるものは、改正後の草津市老人福祉医療費特別助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例により老人福祉医療費の助成を受けることができる。
- 4 平成26年4月1日から同年6月30日までの間に70歳に達した者で、70歳に達した日において改正前の草津市老人福祉医療費特別助成条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項の規定により老人福祉医療費受給券の交付を受けていたものは、当該受給券の有効期間終了後からこの条例の施行の日までの間は、引き続き旧条例第3条に規定する老人福祉医療費の助成を受けることができる。
- 5 平成26年4月1日から同年6月30日までの間に70歳に達した者のうち、この条例の施行の日から平成27年7月31日までの間に改正後の草津市老人福祉医療費特別助成条例の規定により助成の申請をした者で、70歳に達した日において旧条例第2条第1号に該当し、かつ、同日において旧条例第3条第4項の規定を適用した場合に助成されないこととなるものではないものは、70歳に達した日の翌日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からこの条例の施行の日の前日の属する月までの間の分につき、旧条例第3条に規定する老人福祉医療費の助成を受けることができる。